

○国土交通省告示第二百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第二項の規定に基づき、建築基準法第二十条第二項に規定する延べ面積が三千平方メートルを超える建築物の部分又は防火設備の構造方法を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第二項に規定する延べ面積が三千平方メートルを超える建築物の部分又は防火設備（いずれも建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の七第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。）の構造方法は、次の各号に掲げる建築物（地階を除く階数が三以下のものであって、法別表第一(イ)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供しないものに限る。）の延べ面積の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 四千五百平方メートル（建築物の全ての室（火災の発生のおそれの少ない室（令第二百二十八条の七第二項に規定する室をいう。以下同じ。）を除く。）にスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、

泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）が設けられているもの又は消火上有効な措置が講じられているものにあつては、六千平方メートル）以下 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏は、準耐火構造とすること。

ロ 主要構造部である屋根（軒裏を除く。）は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する構造とし、かつ、平成十二年建設省告示第千三百六十五号第一各号のいずれかに掲げる構造方法を用いる構造とすること。

(1) 耐火構造

(2) 一時間準耐火基準（令第一百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合する床の構造方法を用いる構造

(3) 準耐火構造の床の構造方法を用いる構造であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(i) ハに規定する防火区画（以下この(3)において「防火区画」という。）を構成する壁にあつては、屋根の直下の天井裏に達せしめること。

(ii) 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該屋根の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

- (4) 屋根の直下の天井の全部を令第百十二条第四項第一号に規定する強化天井とした構造
- ハ 当該建築物（階段室及び付室の部分を除く。）が、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに、一時間準耐火基準に適合する床若しくは壁又は次に掲げる基準に適合する特定防火設備（以下「防火区画」という。）で区画されていること。
- (1) 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める防火設備であること。ただし、防火区画が一の室（居室を除き、壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げが準不燃材料でされているものに限る。）と他の室を区画するものである場合にあつては、当該防火区画を構成する防火設備については、この限りでない。
- (i) 当該防火設備の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）が面する室が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に掲げる基準に適合する場合 準遮熱型特定防火設備（令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十四に規定する準遮熱型特定防火設備をいう。以下同じ。）
- (ii) (i)に掲げる場合以外の場合 遮熱型特定防火設備（令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十三に規定する遮熱型特定防火設備をいう。以下同じ。）
- (2) 令第百十二条第十九項第二号に適合するものであること。

(3) 周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合にあっては、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとするか、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものであること。

二 防火区画により区画された部分には、令第二百二十六条の三第一項第一号から第六号まで、第八号（排煙口の開口面積に係る部分に限る。）、第十号及び第十二号の規定に適合する排煙設備を設けること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する部分については、この限りでない。

(1) スプリンクラー設備等が設けられ、又は消火上有効な措置が講じられている部分であって、機械排煙設備（令第二百二十六条の三第一項各号（排煙口の壁における位置に係る部分及び排煙口の開口面積に係る部分を除く。）の規定に適合する排煙設備をいう。）が設けられた部分

(2) 床面積が百平方メートル以内であって、次に掲げる基準に適合する火災の発生のおそれの少ない室に隣接している部分

(i) 直通階段（避難階又は地上に通ずるものに限る。以下同じ。）（避難階に設けられた室

にあつては、屋外への出口）に通ずる廊下その他の通路であること。

(ii) 平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第一号から第五号までの規定は、当該火災の発生のおそれの少ない室について準用する。この場合において、これらの規定中「付室」とあるのは「付室又は廊下」と、同告示第一号ハ中「乗降ロビーの用に供する場合」とあるのは「乗降ロビー又は廊下の用に供する場合」と読み替えるものとする。

(iii) 給気口及び排煙口を、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。

ホ 令第一百十二条第二十項の規定は給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する場合に、同条第二十一項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火区画を貫通する場合について準用する。

へ 堅穴部分（令第一百十二条第十一項に定める堅穴部分をいう。以下このへ及びトにおいて同じ。）は、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。以下同じ。）と一時間準耐火基準に適合する床若しくは壁又は次に掲げる基準に適合する防火設備で区画すること。

(1) 次の(i)又は(ii)に掲げる区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める防火設備とすること。

(i) 当該防火設備の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）が面する室が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に掲げる基準に適合する場合 準遮熱型特定防火設備

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 遮熱型特定防火設備

(2) ハ(2)及び(3)に適合するものとする。

ト への規定は、次に掲げる基準に適合する竪穴部分については、適用しない。

(1) 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分その他これらに類する部分であること。

(2) 居室（玄関ホール、ロビーその他これらに類するものを除く。）を有しないこと。

(3) 竪穴部分等（竪穴部分及び当該竪穴部分以外の部分（防火区画又はへに規定する区画により当該竪穴部分と区画されていない部分に限る。）をいう。以下同じ。）の外壁の開口部に特定防火設備を設けること。

(4) 居室（竪穴部分等にあるもの又は当該居室から当該竪穴部分等に通ずる出入口若しくは廊下その他の通路が設けられているものに限る。）には、当該居室から直通階段又はバルコニーその他これに類するものに通ずる出入口又は廊下その他の通路（避難階の居室にあつては、当該階における屋外への出口又は当該出口に通ずる廊下その他の通路）であつて、当該竪穴部分等を通行の用に供しないものを設けること。

チ 外壁及び外壁の開口部は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 外壁の屋外側の仕上げを不燃材料ですること。

(2) 地階を除く階数が二以上の建築物にあつては、外壁の開口部に四十五分間防火設備（令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十三項に規定するものであつてハ(3)に該当するものをいい、シャッターその他これに類するものを除く。以下同じ。）を設けること。ただし、当該外壁の開口部の上部に防火上有効なひさしその他これに類するもので令和元年国土交通省告示第九十三号第一項第三号ロ(2)(i)から(iv)までのいずれかに掲げる構造方法を用いるものを防火上有効に設け、かつ、当該外壁の開口部に防火設備（法第二条第九号の二ロに規定する防火設備であつてハ(3)に該当するものをいい、シャッターその他これに類するものを除く。次号ニ(1)(iii)(二)及び(2)(iii)(二)において同じ。）を設ける場合においては、この限りでない。

(3) 外壁の開口部の面積の合計の当該外壁の面積に対する割合が〇・四五以下であること。

二 四千五百平方メートル（建築物の全ての室（火災の発生のおそれの少ない室を除く。）にスプリンクラー設備等が設けられているもの又は消火上有効な措置が講じられているものにあつては、六千平方メートル）を超え、一万三千五百平方メートル以下 次に掲げる基準に適合すること。

イ 前号ハからチまでに掲げる基準に適合するものとする。

ロ 主要構造部である壁（外壁を除く。）、柱、床、はり及び屋根の軒裏を準耐火構造とし、屋根の構造を前号ロに定める構造とすること。

ハ 主要構造部である外壁は、次の(1)又は(2)に該当する構造とすること。

(1) 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第二二号口に掲げる構造（火災継続予測時間が九十分以上のものに限る。）

(2) 耐火構造（令第七百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一・五時間又は二時間加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。）

ニ 当該建築物（階段室及び付室の部分を除く。）が、床面積の合計四千五百平方メートル以内（建築物の全ての室（火災の発生のおそれの少ない室を除く。）にスプリンクラー設備等が設けられているもの又は消火上有効な措置が講じられているものにあつては、六千平方メートル）ごとに大規模延焼抑止壁等（壁等（令第九百九条の八に規定する壁等をいう。以下同じ。）のうち、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じて当該(1)又は(2)に定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）で区画されていること。

(1) 間仕切壁、柱、はり及び防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものとする。

(i) 間仕切壁、柱及びはりは、耐火構造又は七十五分間準耐火構造（令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十項に規定する七十五分間準耐火構造をいい、不燃材料で造られ、かつ、覆われたものに限る。以下同じ。）とすること。



- (ii) 防火設備は、次に掲げる基準に適合するものとする事。
- (一) 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に依じ、当該(イ)又は(ロ)に定める防火設備とすること。
  - (イ) 当該防火設備の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）が面する室が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に掲げる基準に適合する場合 準遮熱型特定防火設備
  - (ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 遮熱型特定防火設備
- (二) 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第二第三号リ(2)から(5)まで及び(6)(ii)に適合するものとする事。
- (iii) 地階を除く階数が一の建築物の壁等を設けた部分の外壁は、次に掲げる基準に適合するものとする事。
  - (一) 壁等を含み、幅三メートル以上にわたって、当該外壁の開口部に四十五分間防火設備を設ける事。
  - (二) 壁等を含み、幅六・五メートル以上にわたって、当該外壁の開口部に防火設備を設ける事。
- (2) 火災の発生のおそれの少ない室を構成する壁等により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものとする事。

- (i) 間仕切壁、柱、床、はり及び屋根は、耐火構造又は七十五分間準耐火構造とすること。
- (ii) 防火設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (一) 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める防火設備とすること。
    - (イ) 当該防火設備の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）が面する室が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に掲げる基準に適合する場合 準遮熱型四十五分間防火設備（令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十六に規定する準遮熱型四十五分間防火設備をいう。）
    - (ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 遮熱型四十五分間防火設備（令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十五に規定する遮熱型四十五分間防火設備をいう。）
  - (二) 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第二第三号リ(2)から(5)まで及び(6)(ii)に適合するものとする。
- (iii) 地階を除く階数が一の建築物にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (一) 壁等を含み、幅三メートル以上にわたって、当該外壁の開口部に四十五分間防火設備を設けること。
  - (二) 壁等を含み、幅六・五メートル以上にわたって、当該外壁の開口部に防火設備を設けること。

ホ 壁等が、当該壁等以外の建築物の部分（壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合にあつては、当該室内の付け柱及び階段その他これに類するものを除く。）とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（延焼防止上支障がないものに限る。）のみで接するものであること。ただし、当該壁等以外の建築物の部分の特定主要構造部が耐火構造である場合においては、この限りでない。

へ 次の(1)又は(2)に掲げる大規模延焼抑止壁等で分離された一の建築物の部分（地階を除く階数が一のものに限る。以下このへにおいて同じ。）の外壁面と当該大規模延焼抑止壁等で分離された他の建築物の部分の外壁面のなす角（以下このへにおいて「外壁面のなす角」という。）の区分に応じ、当該(1)又は(2)に掲げる基準に適合すること。

(1) 外壁面のなす角が九十度を超えない場合 相互の外壁間の中心線から五メートル以下の距離にある外壁の開口部に四十五分間防火設備を設けること。

(2) 外壁面のなす角が九十度以上であり、百三十五度以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(i) 大規模延焼抑止壁等で分離された一の建築物の部分の外壁について、壁等を含み、幅十メートルにわたってその開口部に四十五分間防火設備を設けること。

(ii) (1)に掲げる基準に適合すること。

ト 地階を除く階数が一の建築物に高さが異なる部分がある場合であつて、壁等を当該建築物の低い部分（以下「低い部分」という。）に設ける場合においては、当該建築物の高い部分（以下「高い部分」という。）のうち、当該壁等からの水平距離が五メートル以内で、かつ、低い部分の屋根面からの垂直距離が七メートル以下である部分の外壁（低い部分に面する部分に限る。）の開口部に四十五分間防火設備が設けられていること。ただし、低い部分（当該壁等により分離された部分のうち高い部分を含まない部分に限る。）の屋根で、高い部分からの水平距離が五メートル以下である部分に開口部がない場合においては、この限りでない。

チ 給水管、配電管その他の管が当該壁等（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該壁等との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならぬ。

リ 令第二百二十九条の二の四第一項第七号の規定は、チの場合について準用する。この場合において、同号ハ中「二十分間（第一百十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第一百十三条第一項の防火壁若し

くは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間」とあるのは、「六十分間（当該壁等が令和六年国土交通省告示第二百八十四号第一第二号ニ(2)に掲げる基準に適合する場合には、四十五分間）」と読み替えるものとする。

又 令第百十二条第二十一項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に ついて準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「特定防火設備（当該壁等が令和六年国土交通省告示第二百八十四号第一第二号ニ(2)に掲げる基準に適合する 場合においては、四十五分間防火設備）」と読み替えるものとする。

第二 法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備（いずれも令第百九条の七第一項第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）の構造方法は、令和元年国土交通省告示第百九十三号 第一第一項第一号若しくは第二号又は第二の規定に適合する構造とすることとする。

## 附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。